

報道関係者 各位

令和7年9月4日

(照会先)

特定事業部

特定事業管理グループ長 川合 隆介

(電話直通 03-6861-8141)

経営企画部広報室

広報室長 金澤 美保

(電話直通 03-6897-8092)

令和8年分の扶養親族等申告書の手続きの開始

- 日本年金機構がお支払いしている年金に係る「令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「令和8年分扶養親族等申告書」といいます。)は、令和7年9月4日(木)から電子申請で提出できます。スマートフォンやパソコンから簡単に提出できますので、ぜひご利用ください。
- 例年お送りしている紙の「令和8年分扶養親族等申告書」については、令和7年9月10日(水)から順次、対象のお客様へお送りします。
- 提出期限はいずれも令和7年10月31日(金)です。
- 令和7年度の税制改正に伴い、年金から所得税が源泉徴収される対象が変更されました。そのため、例年扶養親族等申告書をお送りしていた方であっても、令和8年分以降、扶養親族等申告書をお送りしない場合があります。

1. 「令和8年分扶養親族等申告書」の電子申請サービス

「令和8年分扶養親族等申告書」の電子申請は、令和7年9月4日(木)から受付を開始します。

扶養親族等申告書は、マイナポータルから「ねんきんネット」を利用すれば、パソコンやスマートフォンから簡単に電子申請で提出できます。電子申請なら、24時間いつでも提出できます。さらに扶養親族等申告書を郵送する手間や切手代が不要となります。前年の申告内容等があらかじめ入力されているため、入力も簡単です。

電子申請の方法について、詳しくは日本年金機構のホームページの「個人の方の電子申請（扶養親族等申告書）」をご覧ください。提出方法を説明する動画も併せて掲載しています。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html



2. 紙の「令和 8 年分扶養親族等申告書」の送付

(1) 送付時期及び件数

送付時期	対象のお客様	件数
令和 7 年 9 月 10 日～ 令和 7 年 9 月 30 日	年金額が、以下の金額である老齢年金・退職年金の受給者 65 歳未満 ^(※) の方 年間 155 万円以上 65 歳以上 ^(※) の方 年間 205 万円以上	約 520 万件

※ 令和 8 年 12 月 31 日時点の年齢

令和 7 年分までは 65 歳未満は年間 108 万円以上、65 歳以上は年間 158 万円以上の年金額の方にお送りしていました。令和 7 年度の税制改正に伴い、年金から所得税が源泉徴収される対象が変更されています。そのため、例年扶養親族等申告書をお送りしていた方であっても、令和 8 年分から、扶養親族等申告書をお送りしない場合があります。

なお、前年（令和 7 年）分以前の扶養親族等申告書を電子申請で提出いただいた方や、事前に「ねんきんネット」で扶養親族等申告書のペーパーレス化登録をいただいた方には、紙の扶養親族等申告書は送付されません。令和 7 年 9 月 4 日（木）から、マイナポータルのお知らせや「ねんきんネット」のお知らせメールでご案内を行います。

(2) 送付する書類

送付する書類は、以下の 4 点です。なお、前年（令和 7 年）分の扶養親族等申告書を提出された方へは「継続用」を、提出していない方へは「新規用」をお送りします。

- ① 「令和 8 年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
（継続用は別添 1-1、新規用は別添 1-2）
- ② 「大切なお知らせ」（継続用・新規用共通 別添 2）
- ③ 「扶養親族等申告書作成と提出の手引き」【スマートフォン等で提出する場合】
（継続用は別添 3-1、新規用は別添 3-2）^(※)

※ 旧法老齢年金（昭和 61 年 3 月 31 日以前に受給権が発生した老齢年金）を受給している方（旧公社（JR・JT・NTT）及び農林共済の記録が日本年金機構に移管された旧法退職年金は除く）は電子申請の対象とならないため、同封していません。

④「扶養親族等申告書作成と提出の手引き」【紙の申告書を提出する場合】
(継続用は別添 4-1、新規用は別添 4-2)

(3) 扶養親族等申告書の提出方法

紙の扶養親族等申告書の提出方法については、2(2)④の「扶養親族等申告書作成と提出の手引き」【紙の申告書を提出する場合】と日本年金機構のホームページの『令和 8 年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の紙の提出方法をご覧ください。提出方法を説明する動画も併せて掲載しています。

電子申請で提出する方は、日本年金機構からお送りする紙の扶養親族等申告書の提出は必要ありません。

3. 提出に当たっての留意事項

日本年金機構から扶養親族等申告書が送付された方であっても、以下の全てに該当される方は、所得税等の各種控除に該当しないため、提出する必要はありません。

- ・ご本人が障害者またはひとり親(寡婦)に該当しない。
- ・控除対象となる配偶者または親族^(※1)を扶養していない。
- ・退職手当を受ける見込みの配偶者または親族^(※2)を扶養していない。

※1 年間所得見積額が配偶者は 95 万円以下、配偶者以外の親族は 58 万円以下（19 歳～22 歳の場合は 85 万円以下）の方に限ります。

※2 退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は 95 万円以下、配偶者以外の親族は 58 万円以下（19 歳～22 歳の場合は 85 万円以下）の方に限ります。

令和 7 年度の税制改正により、所得税の控除対象となる配偶者または配偶者以外の親族の所得要件が一部変更になっています。詳しくは2(2)②の「大切なお知らせ」や日本年金機構ホームページをご覧ください。

4. 扶養親族等申告書のお問い合わせは日本年金機構ホームページをご覧ください。

(1) 扶養親族等申告書相談チャット

扶養親族等申告書に関する一般的なお問い合わせに対話形式により自動で、24 時間いつでも対応できる相談チャットを開設しています。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



(2) 日本年金機構ホームページ

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書の提出方法の説明動画、提出方法の詳細や年間所得の計算方法、Q&A などがご覧いただけます。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html



(3) 扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル

(1) および(2)で解決できないお問い合わせは、お電話でも承ります。

扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル 0570-081-240 (ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-6837-9932

お問合せ時間：月 曜 日 午前 8:30～午後 7:00

火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15

第 2 土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00 までお受けします。

※土日、祝日（第 2 土曜日を除く）、12 月 29 日～1 月 3 日はご利用いただけません。

以上

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

0

ア

前年から「変更なし」で申告します。

提出年月日および④受給者欄にご本人の氏名、電話番号を記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。

イ

前年から「変更あり」で申告します。

「作成と提出の手引き」をご覧ください。変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

※令和8年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、**本用紙の提出は不要**です。

提出期限

令和7年10月31日

提出年月日 令和 年 月 日

A 受給者

フリガナ	
氏名	
電話番号	
生年月日	

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

① 本人障害	1.普通障害	2.特別障害
② 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下	1.寡婦 (子がない女性の方)	2.ひとり親 (子がいる方)
退職所得があり 退職所得を除いた 所得で要件に該当	地方税(個人住民税)控除のみ	4.寡婦
③ 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。	

B 控除対象となる配偶者

④ 源泉控除対象配偶者または 障害者に該当する同一生計配偶者	⑤ 配偶者の区分	機構 使用欄	⑥ 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
フリガナ	配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 168万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 118万円以下の方	○	1.普通障害
氏名			2.特別障害
続柄	上記以外の場合	万円	⑦ 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
生年月日	「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください(収入がない方 はゼロを記入)。 退職所得がある方は、右の欄に○をした うえで、上記金額から退職所得を除いた 金額をご記入ください(退職所得がない 方は記入不要です)。		1.同居
個人番号 (マイナンバー)		退職所得あり	2.別居
		万円	⑧ 配偶者老人区分 2.老人 配偶者の所得見積額が58万円 以下かつ70歳以上の場合に該当

C 扶養親族等（3人目以降は裏面にご記入ください）

⑨ 源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	⑩ 特定・老人の種別	⑪ 障害 該当なしの 場合は 記入不要	⑫ 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	⑬ 年間所得の見積額 19歳～22歳は85万円、それ以外は58万円 を超える場合、控除額計算の対象外です。
フリガナ	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居	58万円以下
氏名	1.特定 2.老人	2.特別 障害	2.別居	58万円超～85万円以下
続柄			3.留学	85万円超
生年月日			4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円以下
個人番号 (マイナンバー)			5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
フリガナ	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害	1.同居	58万円以下
氏名	1.特定 2.老人	2.特別 障害	2.別居	58万円超～85万円以下
続柄			3.留学	85万円超
生年月日			4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円以下
個人番号 (マイナンバー)			5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

C 扶養親族等 (続 き)

9 源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		続柄	10 特定・老人の種別	生年月日	障 害 該当なしの場合は記入不要	同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	年間所得の見積額 19歳～22歳は85万円、それ以外は58万円 を超える場合、控除額計算の対象外です。
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏 名		4 孫	7.平 9.令	年 月 日	2.特別 障害	国外居住 2.30歳未満 70歳以上	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	1.特定 2.老人			3.留学	85万円超
氏 名		6 兄弟姉妹				4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他				5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
フリガナ		8 甥姪等					
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏 名		4 孫	7.平 9.令	年 月 日	2.特別 障害	国外居住 2.30歳未満 70歳以上	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	1.特定 2.老人			3.留学	85万円超
氏 名		6 兄弟姉妹				4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他				5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
フリガナ		8 甥姪等					
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏 名		4 孫	7.平 9.令	年 月 日	2.特別 障害	国外居住 2.30歳未満 70歳以上	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	1.特定 2.老人			3.留学	85万円超
氏 名		6 兄弟姉妹				4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他				5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
フリガナ		8 甥姪等					
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏 名		4 孫	7.平 9.令	年 月 日	2.特別 障害	国外居住 2.30歳未満 70歳以上	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	1.特定 2.老人			3.留学	85万円超
氏 名		6 兄弟姉妹				4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他				5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
フリガナ		8 甥姪等					
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏 名		4 孫	7.平 9.令	年 月 日	2.特別 障害	国外居住 2.30歳未満 70歳以上	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	1.特定 2.老人			3.留学	85万円超
氏 名		6 兄弟姉妹				4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他				5.年38万円 以上送金	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
フリガナ		8 甥姪等					
フリガナ		9 三親等以内					

D 摘要欄

14 摘要	

個人番号(マイナンバー)について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

※令和8年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、**本用紙の提出は不要**です。

提出年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

提出期限
令和7年10月31日

A 受給者

フリガナ	
氏名	
電話番号	
生年月日	

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

① 本人障害	1.普通障害	2.特別障害
② 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下	1.寡婦 (子がない女性の方)	2.ひとり親 (子がいる方)
退職所得があり 退職所得を除いた 所得で要件に該当	地方税(個人住民税)控除のみ	
	4.寡婦	5.ひとり親
③ 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。	

B 控除対象となる配偶者

④ 源泉控除対象配偶者または 障害者に該当する同一生計配偶者	⑤ 配偶者の区分	機構 使用欄	⑥ 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
フリガナ	配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 168万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 118万円以下の方		1.普通障害
氏名			2.特別障害
機構 使用欄			⑦ 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
続柄	上記以外の場合		1.同居
生年月日	「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください(収入がない方 はゼロを記入)。	万円	2.別居
個人番号 (マイナンバー)	退職所得がある方は、右の欄に○をした うえで、上記金額から 退職所得を除いた 金額 をご記入ください(退職所得がない 方は記入不要です)。	退職所得あり 万円	⑧ 配偶者老人区分 2.老人 配偶者の所得見積額が58万円 以下かつ70歳以上の場合に該当

C 扶養親族等（3人目以降は裏面にご記入ください）

⑨ 源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	⑩ 特定・老人の種別	⑪ 障害 該当なしの 場合は 記入不要	⑫ 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	⑬ 年間所得の見積額 19歳～22歳は85万円、それ以外は58万円 を超える場合、控除額計算の対象外です。
フリガナ	1.明 3.大 5.昭	1.普通障害	1.同居	58万円以下
氏名	7.平 9.令	2.特別障害	2.別居	58万円超～85万円以下
機構 使用欄			国外居住	85万円超
個人番号 (マイナンバー)	1.特定 2.老人		2.30歳未満 70歳以上	退職所得 がある方 退職所得を除いた金額が 58万円以下 退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
フリガナ	1.明 3.大 5.昭	1.普通障害	1.同居	58万円以下
氏名	7.平 9.令	2.特別障害	2.別居	58万円超～85万円以下
機構 使用欄			国外居住	85万円超
個人番号 (マイナンバー)	1.特定 2.老人		2.30歳未満 70歳以上	退職所得 がある方 退職所得を除いた金額が 58万円以下 退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

C 扶養親族等 (続 き)

9 源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		続柄	10 特定・老人の種別	生年月日	障 害 該当なしの 場合は 記入不要	同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	年間所得の見積額 19歳～22歳は85万円、それ以外は58万円 を超える場合、控除額計算の対象外です。
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏名		4 孫	年 月 日		2.特別 障害	国外居住	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	1.特定 2.老人			2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹				3.留学	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他				4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等				5.年38万円 以上送金	
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏名		4 孫	年 月 日		2.特別 障害	国外居住	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	1.特定 2.老人			2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹				3.留学	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他				4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等				5.年38万円 以上送金	
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏名		4 孫	年 月 日		2.特別 障害	国外居住	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	1.特定 2.老人			2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹				3.留学	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他				4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等				5.年38万円 以上送金	
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏名		4 孫	年 月 日		2.特別 障害	国外居住	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	1.特定 2.老人			2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹				3.留学	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他				4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等				5.年38万円 以上送金	
フリガナ		9 三親等以内					
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭	7.平 9.令	1.普通 障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏名		4 孫	年 月 日		2.特別 障害	国外居住	58万円超～85万円以下
フリガナ		5 父母祖父母	1.特定 2.老人			2.30歳未満 70歳以上	85万円超
氏名		6 兄弟姉妹				3.留学	退職所得を除いた金額が 58万円以下
フリガナ		7 その他				4.障害者	退職所得を除いた金額が 58万円超～85万円以下
氏名		8 甥姪等				5.年38万円 以上送金	
フリガナ		9 三親等以内					

D 摘要欄

14 摘要	
-------	--

個人番号(マイナンバー)について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

大切なお知らせ

令和8年分の扶養親族等申告書の提出をお願いします。

提出すると老齢年金から徴収される所得税等で該当する控除が受けられます。

以下の図で提出が必要かご判断ください。

(1)ご本人が障害者または
寡婦・ひとり親(※¹)に該当しますか？

該当しない

該当
する

(2)控除対象となる

配偶者または親族を扶養していますか？

- ・配偶者 : 年間所得見積額が**95万円以下**の方
- ・19歳～22歳の親族 : 年間所得見積額が**85万円以下**の方
- ・19歳～22歳以外の親族 : 年間所得見積額が**58万円以下**の方

！確認のポイント

控除対象となる方の所得上限が引き上げられました。
配偶者または親族が新たに控除対象となる場合があります。
上記の条件に該当する配偶者または親族を扶養しているか、
改めてご確認ください。
税制改正内容の詳細は2ページをご覧ください。

いる

提出が必要

提出すると、受給している老齢年金から徴収される所得税や翌年の個人住民税で該当する控除が受けられます。

同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください、申告書をご提出ください。

※前年申告からの変更がない場合も、該当する控除を受けるには、**毎年提出が必要**です。

いない

(3)扶養している配偶者または親族に
退職手当を受ける見込みの方(※²)がいますか？

いない

いる

提出が不要 (※³)

同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください、必要はありません。

スマートフォン等による電子申請をご検討ください。

電子申請なら提出に必要な切手代がかかりません。ぜひご利用ください。

- 電子申請が可能な方には電子申請の案内を同封しています。
- 電子申請を利用しない方は同封の紙の申告書を提出してください。

※1 障害者、寡婦・ひとり親の要件については、4ページをご覧ください。

※2 **退職所得を除いた年間所得見積額**が配偶者は**95万円以下**、配偶者以外の親族は**58万円以下**(19歳～22歳は**85万円以下**)の方に限ります。

※3 提出不要の方も、提出が必要な方と同様に、基礎控除は受けることができ、所得税の税率は5.105%です。

お問合せ先は4ページを参照

1. 控除対象となる配偶者の要件

控除対象となる配偶者の所得の要件が一部変更となりました。

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。

配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合168万円以下、または65歳未満の場合118万円以下の年金額」の場合は配偶者の所得は「58万円以下」に該当します。

<改正前 配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～95万円以下	95万円超
所 本 得 人	900万円以下	配偶者控除(70歳以上の場合は控除額の加算あり)、障害者控除	配偶者特別控除(※1)	
	900万円超			
		障害者控除(※2)	控除対象外(※3)	

<改正後 配偶者控除等(源泉徴収時)の要件>

		配偶者所得		
		58万円以下	58万円超～95万円以下	95万円超
本 人 所 得	900万円以下	配偶者控除(70歳以上の場合は控除額の加算あり) 障害者控除	配偶者特別控除(※1)	
	900万円超			
		障害者控除(※2)	控除対象外(※3)	

- ※1 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。
- ※2 配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。
- ※3 上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

2. 扶養親族の要件

扶養親族の所得の要件が年間所得の見積額「48万円以下」から「58万円以下」に引き上げられました。

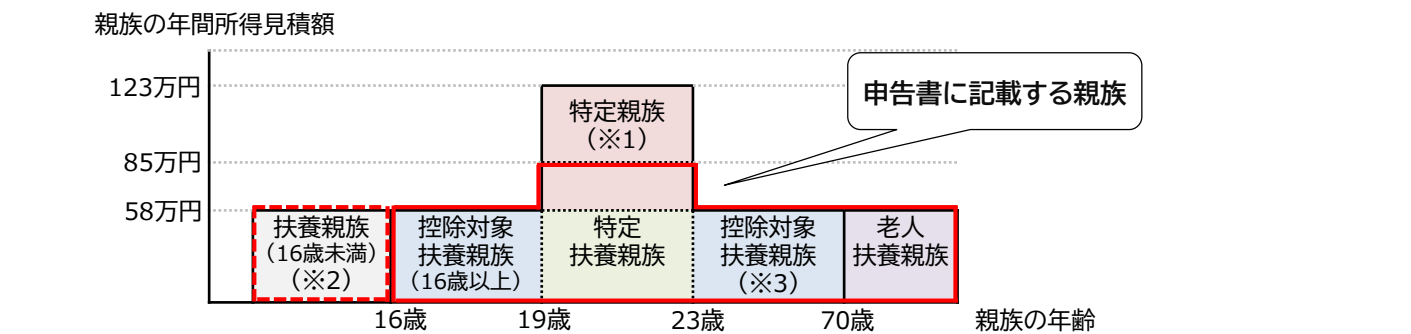
扶養親族とは受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、年間所得の見積額が58万円以下の方です。

3. 19歳～22歳の配偶者以外の親族の要件

受給者本人と生計を一にする年齢19歳～22歳(※1)の親族(配偶者を除きます)で、年間所得の見積額が「58万円超～85万円以下」(※2)の親族は、「源泉控除対象親族」として、源泉徴収の際に特定親族特別控除を受けることができます。

- ※1 平成16年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方
- ※2 年間所得の見積額が58万円以下の場合は、上記2の扶養親族に該当します。また、年間所得の見積額が58万円を超える場合は、障害者に該当しても障害者控除の対象となりません。

<扶養親族等申告書に記載する配偶者以外の親族の範囲>



- ※1 所得金額が85万円超123万円以下である方は確定申告を行うことで特定親族特別控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。
- ※2 16歳未満の扶養親族は控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は扶養親族等申告書に記載することで障害者控除を受けることができます。
- ※3 30歳以上70歳未満の国外居住(非居住者)の親族については、別途条件があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。**複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額を合計した額が所得金額となります。**公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額(A)」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和37年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
65歳未満 (昭和37年1月2日以後生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額(B)」－「給与所得控除額」－「所得金額調整控除額」＝「給与所得の金額」

(1)給与所得控除額 給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	給与の収入金額(B)	給与所得控除額
190万円以下	65万円	360万円超 660万円以下	(B)×20% + 44万円
190万円超 360万円以下	(B)×30% + 8万円	660万円超 850万円以下	(B)×10% + 110万円
		850万円超	195万円

※税制改正により、一部変更されました。

(2)所得金額調整控除額 下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

① 公的年金等に係る雑所得の金額と給与所得控除後の給与等の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = 公的年金等に係る雑所得の金額^(※) + 給与所得控除後の給与等の金額^(※) - 10万円

※10万円を超える場合は10万円

② 給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・本人と生計を一にする配偶者(所得額58万円以下に限る)または扶養親族が特別障害者に該当する。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額 = (給与の収入金額^(※) - 850万円) × 10%

※1,000万円を超える場合は1,000万円

●「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます(障害年金の等級とは一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については電子申請の入力画面から『日本年金機構ホームページ』をご覧くださいか、年金事務所または税務署にお問い合わせください。

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

●「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、右図の条件に該当する方※1です。

※1 住民票の続柄欄に「夫(未届)」・「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	控除の区分
500万円以下 (※2)	男性	子 ^(※3) がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子 ^(※3) がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※2 500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと該当」を選択してください。

※3 他の方と生計を一にする配偶者(所得額58万円以下に限る)、扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額58万円以下の子に限り(税制改正により、「所得額48万円以下」から「所得額58万円以下」へ引き上げられました)。子に58万円を超える所得がある場合は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと58万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと該当」を選択してください。

国外にお住まい(非居住者)の配偶者・親族がいる場合

国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を控除対象として申告する場合、一定の要件があり、『親族関係書類』※を添付して提出することが必要です(電子申請は利用できません)。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

- ① 戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または親族の旅券の写し
- ② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り)

お問い合わせ先

1. 一般的なご照会や、電子申請でエラーが発生したときは『扶養親族等申告書相談チャット』へ

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせや、電子申請でエラーとなった時の対応方法等のお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、右の二次元コードより是非ご利用ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



2. 詳しくは『日本年金機構ホームページ』へ

日本年金機構ホームページには、提出方法の説明動画、扶養親族等申告書の提出方法の詳細や、年間所得の計算方法等を掲載しています。また、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html



日本年金機構ホームページ等で解決できないご照会はお電話でもうけたまわります。

『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』 0570-081-240 (ナビダイヤル)

※お問い合わせの際は、基礎年金番号、照会番号、個人番号がわかるものをご用意ください。
※050から始まる電話等ナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は (東京) 03-6837-9932

受付時間: 月曜日^{※1} 8:30~19:00
火~金曜日 8:30~17:15
第2土曜日^{※2} 9:30~16:00

- ・「ナビダイヤル」は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。
- ・携帯電話等、一般固定電話以外からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。なお、通話料定額プランの対象外です。
- ・「03-6837-9932」におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けたりして間違い電話になるケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

[令和8年分]【継続】

扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

【スマートフォン等で提出する場合】

扶養親族等申告書は**スマートフォン等で提出できます！！**

メリット1 紙の申告書を郵送する手間も切手代(110円)も不要です。

メリット2 24時間いつでも手続きできます。

メリット3 処理状況や申告内容をスマートフォン等で確認できます。
訂正して再提出もできます。



※国外にお住まいの配偶者、扶養親族等を申告する場合は、添付書類が必要なため、電子申請の利用はできません。お手数ですが、**添付書類とあわせて紙の申告書で提出**をお願いします。
作成と提出の手引き【紙の申告書を提出する場合】をご覧ください。

電子申請の際にご用意いただくもの

① **スマートフォン**またはインターネット環境のある**パソコン**(※)

※パソコンで手続きするには、**マイナンバーカードの読取装置も必要**です。

② **年金受給者ご本人のマイナンバーカード**

③ マイナンバーカードに設定されたパスワード(※)

※利用者証明用電子証明書パスワード(4桁の数字)と**署名用電子証明書パスワード**
(英数字6桁～16桁)の2種類のパスワードが必要です。



パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
初めてねんきんネットを利用する際には、メールアドレスも必要です。

電子申請による提出の流れ

事前準備 → **マイナポータルとねんきんネットの連携** 【2～3ページを参照】

ステップ1 → **マイナポータルからねんきんネットにログイン** 【4～5ページを参照】

ステップ2 → **扶養親族等申告書に入力** 【4～5ページを参照】

ステップ3 → **電子署名を付与(提出完了)** 【6～7ページを参照】

提出完了 → **提出した扶養親族等申告書の確認方法** 【8ページを参照】

事前準備

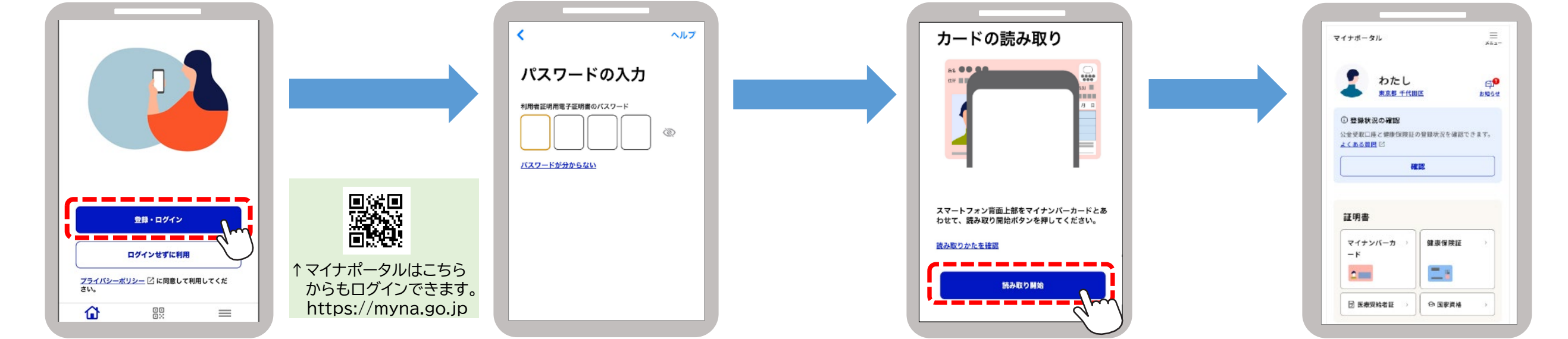
マイナポータルとねんきんネットの連携

事前準備の説明動画はこちら。
https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo.smph.html#cmsjizen

マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続きが必要です（**事前に手続きを行っている場合は不要です**）。

1. マイナポータルの利用者登録・マイナポータルへのログイン

- ① **マイナポータルアプリ**をダウンロード
- ② マイナポータルのログイン画面を開き、
登録・ログインを選択。
- ③ 利用者証明用電子証明書パスワード
（**数字4桁のパスワード**）を入力。
- ④ マイナンバーカードをスマートフォンに
かざして **読み取り開始** を選択。
※パソコンの場合は読取装置にカードをセット
してください。
- ⑤ 読み取りが完了したら ログインが完了。
▶ 画面の案内に従い利用者登録を行う。



2. マイナポータルとねんきんネットの連携手続き

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面を下
から上にスワイプし、「おかね」の中の **年金** を選択。
▶ 「年金」の画面が表示されます。
- ② 「ねんきんネットとの連携」の
連携をはじめる を選択。
- ③ 表示されるねんきんネットの利用規約
に同意し、 **同意して次へ** を選択。
▶ 連携が開始されます。
- ④ 連携完了後、最後にメールアドレスを登録し、
登録したメールアドレスに送付される
ワンタイムパスワード認証が完了すると利用
開始となります。
⇒ 手続きすべてが完了したら、マイナポータル
に再度ログインし、4ページのステップ1に
進んでください。
※登録したメールアドレスには、翌年分以降の申告書
の提出のお知らせメールを送信します。



ステップ1 マイナポータルからねんきんネットにログイン

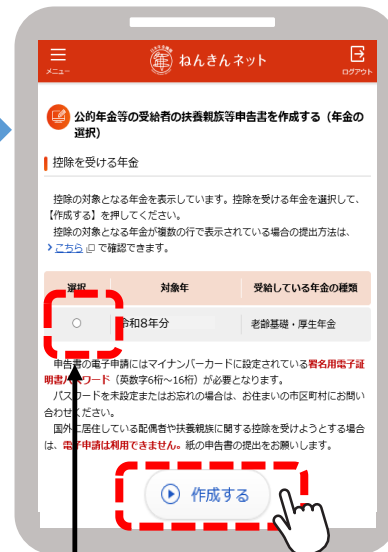
ステップ1の説明動画はこちら。
<https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo.smph.html#cmsstep1>



ステップ2 扶養親族等申告書に入力

【別添3-1】（継続用）

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「おかね」の中の **年金** を選択。
- ② 「年金」画面を下から上にスワイプし、「老齢年金の受給」の中の「扶養親族等申告書の作成」を選択。
▶ 「控除を受ける年金」を選択する画面が表示されます。
- ③ 扶養親族等申告書の提出を行う年金を選択し、**作成する** を選択。
▶ 「申告書の作成」画面が表示されます。
- ④ **前年の申告内容の確認・変更内容の入力** を選択。
▶ 同じ画面の下部に前年の申告内容が表示されます。



※マイナポータルのログイン方法は2～3ページの1を参照。

※扶養親族等申告書の提出が可能な年金が複数ある場合は、複数段表示されます。

申告内容が前年から変更があるか確認し、ステップ2の⑤-1(前年から変更がない方)、または、⑤-2(前年から変更がある方)に進みます。

ステップ2 (続き) 扶養親族等申告書に入力

ステップ2の説明動画はこちら。
<https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo.smph.html#cmsstep2keizoku>



- ⑤-1(前年から変更がない方)
⇒ 他の入力を行わず、画面の下部の **申告書の内容確認** を選択。
▶ 「提出する申告書の内容確認」画面に入力内容(変更した項目は赤字)が表示されます。
- ⑤-2(前年から変更がある方)
⇒ 変更のある項目を変更、追加入力。
入力が終わったら、画面の下部の **申告書の内容確認** を選択。

- ⑥ 申告内容を **最終確認**。
申告内容に間違いがなければ、画面下部の **申告書を提出する** を選択。
▶ 「電子署名の付与」画面が表示されます。
間違いがある場合は **申告内容を修正する** を選択し、入力のページに戻ります。



※氏名横の **+** を押すと内容欄が表示されます。
※各欄の **?** を押すと説明文がポップアップで表示されます。

年間所得の計算方法の概要や用語の説明は同封した「大切なお知らせ」をご覧ください。



ステップ3 電子署名を付与（提出完了）

【別添 3-1】（継続用）

ステップ3の説明動画はこちら。

https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo_smph.html#cmsstep3



提出にあたって、マイナンバーカードを使用して、電子署名を行います。

- ⑦ 年金受給者ご本人のマイナンバーカードと署名用電子証明書のパスワード(英数字6桁～16桁)を用意し、**電子署名を付与する**を選択。

- ⑧ 署名用電子証明書パスワード(英数字6～16桁のパスワード)を入力。

- ⑨ 年金受給者ご本人のマイナンバーカードをスマートフォンにかざして

読み取り開始を選択。

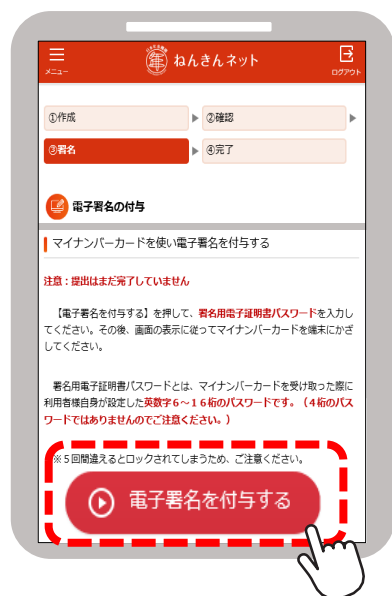
- ⑩ 提出完了の画面が表示されれば**完了**です。電子申請で提出した場合、**翌年以降は紙の申告書は送付せず**、マイナポータルのお知らせ(ねんきんネットのお知らせメール)を送信します。提出期限までに提出がない場合は、**メールと書面でお知らせを送付します**。

電子申請で提出した後、も紙の申告書の送付を希望する場合は、**マイナポータル**の「**通知書のペーパーレス化**」から**変更**できます。

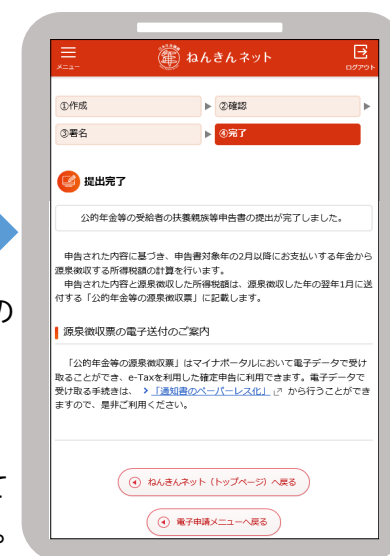
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html



※パソコンの場合は読取装置にカードをセットしてください。



※配偶者や親族等**ご本人以外のマイナンバーカードを読み取らせない**でください。

申告書の受付状況等の確認方法は8ページを参照。

電子申請でよくあるご質問

電子申請で不明な点がある場合、詳細は日本年金機構ホームページのQ&A「エラーが表示されたとき」をご覧ください。https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

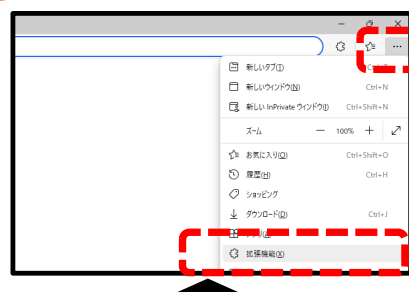
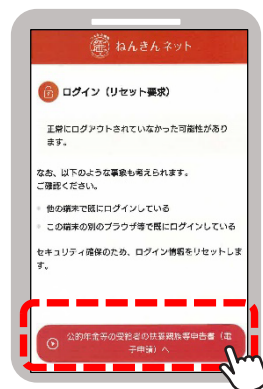


Q1 マイナポータルからねんきんネットを開こうとすると、「ログイン(リセット要求)」が表示されてしまう。

前回、ねんきんネットを閉じる際に「ログアウト」ボタンを押してから閉じていなかった場合等に表示されます。画面下部にねんきんネットの画面を開くボタンが表示されますので、その赤いボタンを押してください。操作しようとしていた画面に進めます。

Q2 パソコンで「電子署名を付与する」を押すと、「ブラウザ拡張のインストールが必要です」というメッセージが表示されて先に進めない。

パソコンで電子申請を利用する際には、読取装置とブラウザの「拡張機能」で「マイナポータルアプリ(AP)」を有効にする必要があります(右図はMicrosoft Edgeの例)。ご使用のブラウザで拡張機能を有効にしてから、一度ブラウザを閉じて、もう一度最初から実施してください。拡張機能有効化の詳細は、マイナポータルのQ&Aをご覧ください。



マイナポータルの操作方法等のご照会は『マイナポータル操作マニュアル』へ電子申請におけるマイナポータルのログイン等、マイナポータルの操作方法に関するご照会は『マイナポータル操作マニュアル』等をご確認ください。『マイナポータル操作マニュアル』
<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html>



Q3 ねんきんネットの操作中に「ページを表示できません」等と画面表示されてしまう。

複数画面で操作した場合やシークレットモードで開いた場合等に当該エラー画面が表示されます。エラー画面が表示された場合は、まず全てのタブを閉じてから、再度マイナポータルのログインから操作をやりなおしてください。(下図はiOSの例)それでも解決しない場合は、日本年金機構ホームページ等をご確認ください。





電子申請で提出した申告書の処理状況や申告内容はマイナポータルと
ねんきんネットで確認できます(申請直後は表示されていない場合があります。しばらく時間をおいて
からご確認ください)。

扶養親族等申告書の受付状況の確認

- ① マイナポータルにログインした状態で、
トップ画面下部の **やること** を選択。

▶ 電子申請で提出した申請書の状況が表示されます。

- ② 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
を選択すると、詳細が表示されます。

- ・「完了」 : 申請書の処理がすべて完了しています。
- ・「要再申請」: 申請を受け付けましたが、申請に不備があり、
再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に進むことができます。
- ・「処理中」: 受け付けした申請を日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。「完了」
になるまでお待ちください。完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



扶養親族等申告書の提出内容の確認と訂正

- ① マイナポータルにログインした状態で、
トップ画面の **年金** を選択。

▶ 「年金」の画面が表示されます。

画面を下から上にスワイプし、「関連情報」
の中の「**ねんきんネットTOP**」を選択。

▶ ねんきんネットのトップ画面が表示されます。

- ② **届書を電子申請する** を選択。

※パソコンの場合は **届書を申請する** から

届書を電子申請する を選択。



- ③ 「申請済みの届書を確認する」の

確認する を選択。

- ④ 「申請済みの届書一覧」の確認する扶養
親族等申告書の **照会** を選択。

▶ 申告内容の詳細が表示されます。

⇒ 修正して再提出する場合は、画面下部の

申告内容を修正し再提出する を選択。



[令和8年分]【新規】

扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

【スマートフォン等で提出する場合】

扶養親族等申告書は**スマートフォン等で提出できます！！**

メリット1 紙の申告書を郵送する手間も切手代(110円)も不要です。

メリット2 24時間いつでも手続きできます。



メリット3 処理状況や申告内容をスマートフォン等で確認できます。
訂正して再提出もできます。

※国外にお住まいの配偶者、扶養親族等を申告する場合は、添付書類が必要なため、電子申請の利用はできません。お手数ですが、**添付書類とあわせて紙の申告書で提出**をお願いします。
作成と提出の手引き【紙の申告書を提出する場合】をご覧ください。

電子申請の際にご用意いただくもの

① **スマートフォン**またはインターネット環境のある**パソコン**(※)

※パソコンで手続きするには、**マイナンバーカードの読取装置も必要**です。

② **年金受給者ご本人のマイナンバーカード**

③ マイナンバーカードに設定されたパスワード(※)

※利用者証明用電子証明書パスワード(4桁の数字)と**署名用電子証明書パスワード**
(英数字6桁～16桁)の**2種類のパスワード**が必要です。



パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
初めてねんきんネットを利用する際には、メールアドレスも必要です。

電子申請による提出の流れ

事前準備 マイナポータルとねんきんネットの連携 【2～3ページを参照】

ステップ1 マイナポータルからねんきんネットにログイン 【4～5ページを参照】

ステップ2 扶養親族等申告書に入力 【4～5ページを参照】

ステップ3 電子署名を付与(提出完了) 【6～7ページを参照】

提出完了 提出した扶養親族等申告書の確認方法 【8ページを参照】

事前準備

マイナポータルとねんきんネットの連携

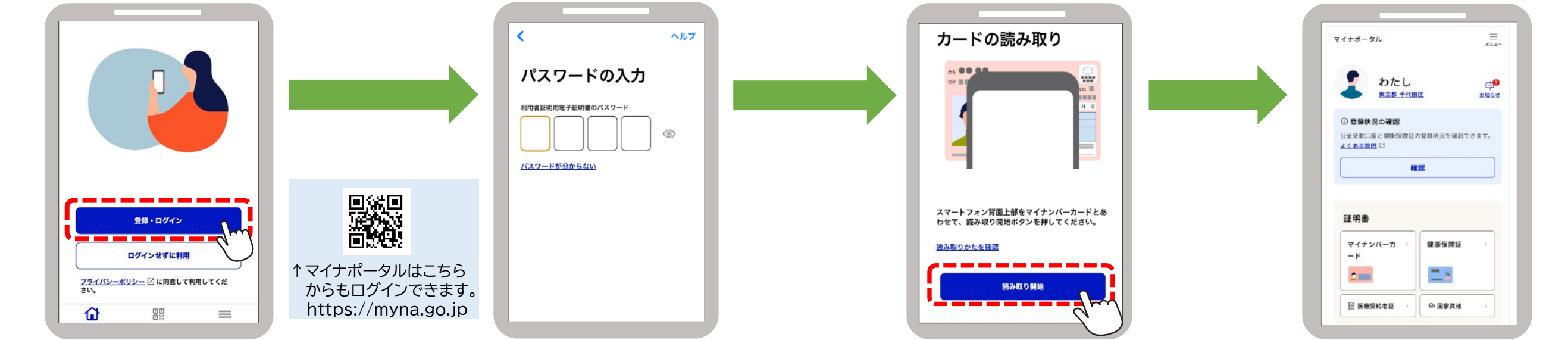
事前準備の説明動画はこちら。
https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo.smph.html#cmsjizen

QRコード

マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続きが必要です（**事前に手続きを行っている場合は不要です**）。

1. マイナポータルの利用者登録・マイナポータルへのログイン

- ① **マイナポータルアプリ**をダウンロード
- ② マイナポータルのログイン画面を開き、**登録・ログイン**を選択。
- ③ 利用者証明用電子証明書パスワード（**数字4桁のパスワード**）を入力。
- ④ マイナンバーカードをスマートフォンにかざして**読み取り開始**を選択。
※パソコンの場合は読取装置にカードをセットしてください。
- ⑤ 読み取りが完了したら ログインが完了。
▶ 画面の案内に従い利用者登録を行う。



2. マイナポータルとねんきんネットの連携手続き

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面を下から上にスワイプし、「おかね」の中の**年金**を選択。
▶ 「年金」の画面が表示されます。
- ② 「ねんきんネットとの連携」の**連携をはじめる**を選択。
- ③ 表示されるねんきんネットの利用規約に同意し、**同意して次へ**を選択。
▶ 連携が開始されます。
- ④ 連携完了後、最後にメールアドレスを登録し、登録したメールアドレスに送付されるワンタイムパスワード認証が完了すると利用開始となります。
⇒ 手続きすべてが完了したら、マイナポータルに再度ログインし、4ページのステップ1に進んでください。



※登録したメールアドレスには、翌年分以降の申告書の提出のお知らせメールを送信します。

・マイナポータルからねんきんネットへ連携が可能な時間帯は、平日8時から23時までです。
・上記時間帯以外に操作された場合（処理が完了しない場合を含む）、連携処理中の画面が表示されます。
その場合、平日10時以降に再度トップ画面の「年金」から、連携が完了していることを確認してください。画面下部の「メール通知の設定をする」から通知の設定を行うと、ねんきんネットとの連携完了をメールでお知らせします。

ステップ1 マイナポータルからねんきんネットにログイン

ステップ1の説明動画はこちら。
<https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo.smph.html#cmsstep1>



ステップ2 扶養親族等申告書を入力

【別添3-2】（新規用）

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「おかね」の中の **年金** を選択。
- ② 「年金」画面を下から上にスワイプし、「老齢年金の受給」の中の「扶養親族等申告書の作成」を選択。
▶ 「控除を受ける年金」を選択する画面が表示されます。
- ③ 扶養親族等申告書の提出を行う年金を選択し、**作成する** を選択。
▶ 「申告書の作成」画面が表示されます。
- ④ **①受給者情報欄**の必要項目を入力。
ご本人の氏名、生年月日等はあらかじめ入力されています。

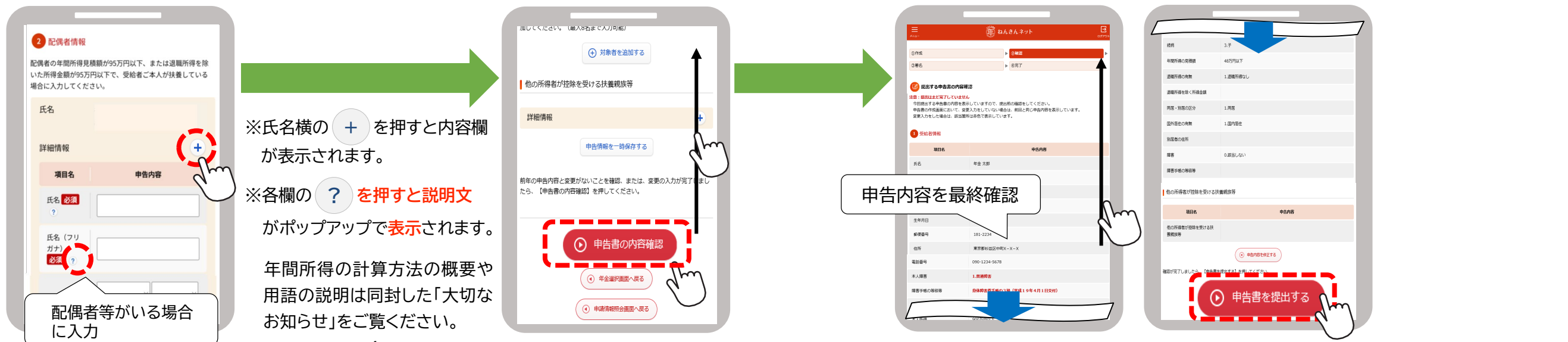


ステップ2 (続き) 扶養親族等申告書を入力

ステップ2の説明動画はこちら。
<https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo.smph.html#cmsstep2shinki>



- ⑤ 控除対象となる配偶者、扶養親族等がいる場合は、**②配偶者情報欄**、**③扶養親族等情報欄**の必要項目を入力。
- ⑥ 入力が終わったら、画面の下部の **申告書の内容確認** を選択。
▶ 「提出する申告書の内容確認」画面に入力内容が表示されます。
- ⑦ 申告内容を**最終確認**。
申告内容に間違いがなければ、画面下部の **申告書を提出する** を選択。
▶ 「電子署名の付与」画面が表示されます。
間違いがある場合は **申告内容を修正する** を選択し、入力のページに戻ります。



ステップ3 電子署名を付与（提出完了）

【別添3-2】（新規用）

ステップ3の説明動画はこちら。

<https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo.smph.html#cmsstep3>



提出にあたって、マイナンバーカードを使用して、電子署名を行います。

- ⑧ 年金受給者ご本人のマイナンバーカードと署名用電子証明書のパスワード(英数字6桁～16桁)を用意し、**電子署名を付与する**を選択。

- ⑨ 署名用電子証明書パスワード(英数字6～16桁のパスワード)を入力。

- ⑩ 年金受給者ご本人のマイナンバーカードをスマートフォンにかざして**読み取り開始**を選択。

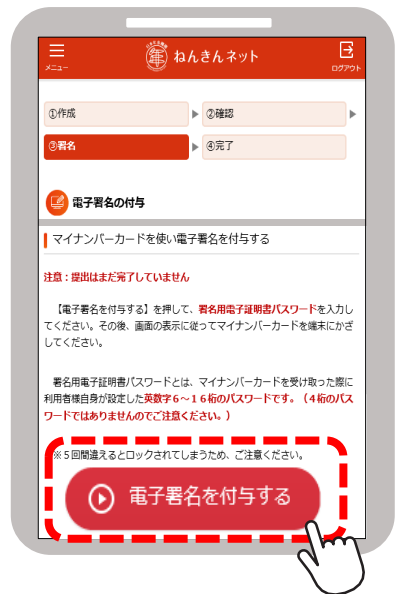
- ⑪ 提出完了の画面が表示されれば**完了**です。電子申請で提出した場合、翌年以降は紙の申告書は送付せず、マイナポータルのお知らせ(ねんきんネットのお知らせメール)を送信します。提出期限までに提出がない場合は、**メールと書面でお知らせを送付します**。

電子申請で提出した後、も紙の申告書の送付を希望する場合は、マイナポータルの「通知書のペーパーレス化」から変更できます。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi.fuyo.html>



※パソコンの場合は読取装置にカードをセットしてください。



※配偶者や親族等ご本人以外のマイナンバーカードを読み取らせないでください。

申告書の受付状況等の確認方法は8ページを参照。

電子申請でよくあるご質問

電子申請で不明な点がある場合、詳細は日本年金機構ホームページのQ&A「エラーが表示されたとき」をご覧ください。<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi.fuyo.html>
それでも不明な点は「大切なお知らせ」に記載している問い合わせダイヤルへ。

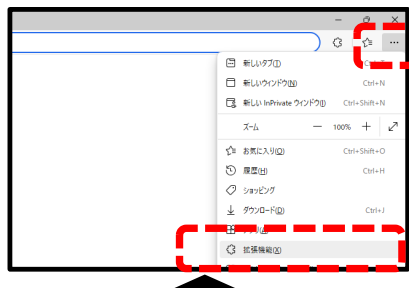
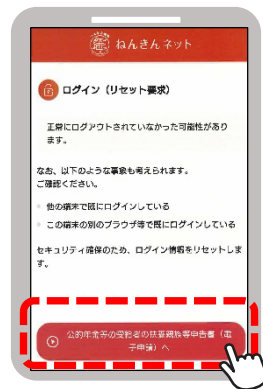


Q1 マイナポータルからねんきんネットを開こうとすると、「ログイン(リセット要求)」が表示されてしまう。

前回、ねんきんネットを閉じる際に「ログアウト」ボタンを押してから閉じていなかった場合等に表示されます。画面下部にねんきんネットの画面を開くボタンが表示されますので、その赤いボタンを押してください。操作しようとしていた画面に進めます。

Q2 パソコンで「電子署名を付与する」を押すと、「ブラウザ拡張のインストールが必要です」というメッセージが表示されて先に進めない。

パソコンで電子申請を利用する際には、読取装置とブラウザの「拡張機能」で「マイナポータルアプリ(AP)」を有効にする必要があります(右図はMicrosoft Edgeの例)。ご使用のブラウザで拡張機能を有効にしてから、一度ブラウザを閉じて、もう一度最初から実施してください。拡張機能有効化の詳細は、マイナポータルのQ&Aをご覧ください。



マイナポータルの操作方法等のご照会は『マイナポータル操作マニュアル』へ
電子申請におけるマイナポータルのログイン等、マイナポータルの操作方法に関するご照会は『マイナポータル操作マニュアル』等をご確認ください。『マイナポータル操作マニュアル』
<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html>



Q3 ねんきんネットの操作中に「ページを表示できません」等と画面表示されてしまう。

複数画面で操作した場合やシークレットモードで開いた場合等に当該エラー画面が表示されます。エラー画面が表示された場合は、まず全てのタブを閉じてから、再度マイナポータルのログインから操作をやりなおしてください。(下図はiOSの例)
それでも解決しない場合は、日本年金機構ホームページ等をご確認ください。





電子申請で提出した申告書の処理状況や申告内容はマイナポータルとねんきんネットで確認できます（申請直後は表示されていない場合があります。しばらく時間をおいてからご確認ください）。

扶養親族等申告書の受付状況の確認

- ① マイナポータルにログインした状態で、
トップ画面下部の **やること** を選択。

▶ 電子申請で提出した申請書の状況が表示されます。

- ② 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
を選択すると、詳細が表示されます。

- ・「完了」：申請書の処理がすべて完了しています。
- ・「要再申請」：申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に進むことができます。
- ・「処理中」：受け付けした申請を日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。「完了」になるまでお待ちください。完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



扶養親族等申告書の提出内容の確認と訂正

- ① マイナポータルにログインした状態で、
トップ画面の **年金** を選択。

▶ 「年金」の画面が表示されます。

画面を下から上にスワイプし、「関連情報」
の中の「**ねんきんネットTOP**」を選択。

▶ ねんきんネットのトップ画面が表示されます。

- ② **届書を電子申請する** を選択。

※パソコンの場合は **届書を申請する** から

届書を電子申請する を選択。



- ③ 「申請済みの届書を確認する」の
確認する を選択。

- ④ 「申請済みの届書一覧」の確認する扶養
親族等申告書の **照会** を選択。

▶ 申告内容の詳細が表示されます。

⇒ 修正して再提出する場合は、画面下部の
申告内容を修正し再提出する を選択。



[令和 8 年分]【継続】

扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

【紙の申告書を提出する場合】(電子申請を利用しない場合)

電子申請を利用できる方は、スマートフォン等による提出が便利です。ぜひご利用ください。

▶ 申告書の内容を確認

提出時点での扶養状況、所得の見積と比較

②前年から「変更なし」の場合

⇒「**ア**(変更なし)」に○をしてください。

①前年から「変更あり」の場合

⇒「**イ**(変更あり)」に○をしてください。

0

ア 前年から「変更なし」で申告します。
提出年月日および④受給者欄にご本人の氏名、電話番号を記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。

イ 前年から「変更あり」で申告します。
「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

提出方法の説明動画
をご用意しました。



<https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo.html#cmsyusokeizoku>

▶ 提出年月日を記入

提出年月日 令和 7 年 10 月 6 日

▶ 氏名欄を記入(日中ご連絡のつくお電話番号をご記入ください)

※氏名(フリガナ)、生年月日をご確認ください(押印は不要です)。

※代筆の場合は、申告書裏面 ⑭「摘要」欄に代筆した旨

と代筆者氏名をご記入ください。

A 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	03-XXXX-XXXX
生年月日	昭和 31年 11月 30日

「変更なし」の場合

「変更あり」の場合

▶ A (受給者)・B (控除対象となる配偶者)・C (扶養親族等) 欄を訂正・追記・抹消

変更がある場合は二重線で訂正・追記・抹消ください。訂正印は不要です(2~4ページを参照)。

記載事項が印刷されていない場合には、追加でご記入ください。

例は赤字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペン等でご記入ください。

<訂正の例>

9	源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄
フリガナ	ネンキン トミエ	3 子
氏名	年金 トミエ	4 孫
続柄	トミエ	5 父母祖父母
続柄		6 兄弟姉妹
続柄		7 その他
続柄		8 甥姪等
続柄		9 三親等以内

○が印刷されている項目を訂正する場合、
印刷されている○を二重線で抹消してから、
正しい項目に○をご記入ください。

<抹消の例>

9	源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄	10 生年月日
フリガナ	ネンキン トミエ	3 子	1. 期 3. 天
氏名	年金 トミエ	4 孫	7. 平 9. 有
続柄	トミエ	5 父母祖父母	年 月 日
続柄		6 兄弟姉妹	13 6 11
続柄		7 その他	1. 特定
続柄		8 甥姪等	
続柄		9 三親等以内	

印刷されている対象者を抹消する場合、氏名(フリガナと漢字の
両方)、生年月日等すべての項目を二重線で抹消してください。
一部のみ抹消していると、確認のため、申告書をお返す場合
があります。

▶ D 「摘要」欄を記入 4ページをご覧ください。

▶ 同封の返信用封筒(※1)に申告書を入れ、切手(※2)を貼って投函

スマートフォン等で電子申請により申告書を提出した場合は、紙の申告書は提出不要です。

お近くの年金事務所でも受け付けています(年金事務所に申告書をご持参いただいた場合、切手は不要です)。

※1 返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。

扶養親族等申告書および添付書類以外の届書、お手紙等は同封しないでください。

※2 法令上、受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします。

普通郵便で送付する場合に必要な切手代は「110円」です。

『令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

表 面

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

0 前年から「変更なし」で申請します。
提出年月日およびA受給者欄にご本人の氏名、電話番号を記入し、ご提出ください。他の項目は記入不要です。

1 前年から「変更あり」で申請します。
「作成と提出の手引き」をご覧ください。変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

※令和8年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、**本用紙の提出は不要**です。

提出期限
令和X年XX月XX日

提出年月日 令和 7 年 10 月 6 日

99999 99999 9999
99999 99999 99999

A 受給者

フリガナ ネンキン タロウ

氏名 年金 太郎

電話番号 03-XXXX - XXXX

生年月日 昭和 31 年 11 月 30 日

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

1 本人障害 1.普通障害 2.特別障害

2 寡婦等 1.寡婦(子がない女性の方) 2.ひとり親(子がいる方)

本人の年間所得見積額 500万円以下

退職所得があり退職所得を除いた所得で要件に該当

3 本人所得 年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に○をしてください。

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

フリガナ ネンキン ハナコ

氏名 年金 花子

続柄 1.夫 2.妻

生年月日 年 月 日 32 5 5

5 配偶者の区分

配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。

1. 65歳以上の場合、年金額が168万円以下の方

2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下の方

上記以外の場合

「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください(収入がない方はゼロを記入)。

退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください(退職所得がない方は記入不要です)。

6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要

1.普通障害 2.特別障害

7 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要

1.同居 2.別居

8 配偶者老人区分 1.非居住者 2.老人 配偶者の所得見積額が58万円以下かつ70歳以上の場合に該当

C 扶養親族等 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9 源泉控除対象親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)※

フリガナ ネンキン イチロウ

氏名 年金 一郎

続柄 3子 4孫 5父母祖父母 6兄弟姉妹 7その他 8甥姪等 9三親等以内

10 特定・老人の種別 1.明 2.大 3.昭 4.平 5.令 6.年 7.月 8.日 9.令 10.年 11.月 12.日 13.令 14.年 15.月 16.日 17.令 18.年 19.月 20.日 21.令 22.年 23.月 24.日 25.令 26.年 27.月 28.日 29.令 30.年 31.月 32.日 33.令 34.年 35.月 36.日 37.令 38.年 39.月 40.日 41.令 42.年 43.月 44.日 45.令 46.年 47.月 48.日 49.令 50.年 51.月 52.日 53.令 54.年 55.月 56.日 57.令 58.年 59.月 60.日 61.令 62.年 63.月 64.日 65.令 66.年 67.月 68.日 69.令 70.年 71.月 72.日 73.令 74.年 75.月 76.日 77.令 78.年 79.月 80.日 81.令 82.年 83.月 84.日 85.令 86.年 87.月 88.日 89.令 90.年 91.月 92.日 93.令 94.年 95.月 96.日 97.令 98.年 99.月 100.日 101.令 102.年 103.月 104.日 105.令 106.年 107.月 108.日 109.令 110.年 111.月 112.日 113.令 114.年 115.月 116.日 117.令 118.年 119.月 120.日 121.令 122.年 123.月 124.日 125.令 126.年 127.月 128.日 129.令 130.年 131.月 132.日 133.令 134.年 135.月 136.日 137.令 138.年 139.月 140.日 141.令 142.年 143.月 144.日 145.令 146.年 147.月 148.日 149.令 150.年 151.月 152.日 153.令 154.年 155.月 156.日 157.令 158.年 159.月 160.日 161.令 162.年 163.月 164.日 165.令 166.年 167.月 168.日 169.令 170.年 171.月 172.日 173.令 174.年 175.月 176.日 177.令 178.年 179.月 180.日 181.令 182.年 183.月 184.日 185.令 186.年 187.月 188.日 189.令 190.年 191.月 192.日 193.令 194.年 195.月 196.日 197.令 198.年 199.月 200.日 201.令 202.年 203.月 204.日 205.令 206.年 207.月 208.日 209.令 210.年 211.月 212.日 213.令 214.年 215.月 216.日 217.令 218.年 219.月 220.日 221.令 222.年 223.月 224.日 225.令 226.年 227.月 228.日 229.令 230.年 231.月 232.日 233.令 234.年 235.月 236.日 237.令 238.年 239.月 240.日 241.令 242.年 243.月 244.日 245.令 246.年 247.月 248.日 249.令 250.年 251.月 252.日 253.令 254.年 255.月 256.日 257.令 258.年 259.月 260.日 261.令 262.年 263.月 264.日 265.令 266.年 267.月 268.日 269.令 270.年 271.月 272.日 273.令 274.年 275.月 276.日 277.令 278.年 279.月 280.日 281.令 282.年 283.月 284.日 285.令 286.年 287.月 288.日 289.令 290.年 291.月 292.日 293.令 294.年 295.月 296.日 297.令 298.年 299.月 300.日 301.令 302.年 303.月 304.日 305.令 306.年 307.月 308.日 309.令 310.年 311.月 312.日 313.令 314.年 315.月 316.日 317.令 318.年 319.月 320.日 321.令 322.年 323.月 324.日 325.令 326.年 327.月 328.日 329.令 330.年 331.月 332.日 333.令 334.年 335.月 336.日 337.令 338.年 339.月 340.日 341.令 342.年 343.月 344.日 345.令 346.年 347.月 348.日 349.令 350.年 351.月 352.日 353.令 354.年 355.月 356.日 357.令 358.年 359.月 360.日 361.令 362.年 363.月 364.日 365.令 366.年 367.月 368.日 369.令 370.年 371.月 372.日 373.令 374.年 375.月 376.日 377.令 378.年 379.月 380.日 381.令 382.年 383.月 384.日 385.令 386.年 387.月 388.日 389.令 390.年 391.月 392.日 393.令 394.年 395.月 396.日 397.令 398.年 399.月 400.日 401.令 402.年 403.月 404.日 405.令 406.年 407.月 408.日 409.令 410.年 411.月 412.日 413.令 414.年 415.月 416.日 417.令 418.年 419.月 420.日 421.令 422.年 423.月 424.日 425.令 426.年 427.月 428.日 429.令 430.年 431.月 432.日 433.令 434.年 435.月 436.日 437.令 438.年 439.月 440.日 441.令 442.年 443.月 444.日 445.令 446.年 447.月 448.日 449.令 450.年 451.月 452.日 453.令 454.年 455.月 456.日 457.令 458.年 459.月 460.日 461.令 462.年 463.月 464.日 465.令 466.年 467.月 468.日 469.令 470.年 471.月 472.日 473.令 474.年 475.月 476.日 477.令 478.年 479.月 480.日 481.令 482.年 483.月 484.日 485.令 486.年 487.月 488.日 489.令 490.年 491.月 492.日 493.令 494.年 495.月 496.日 497.令 498.年 499.月 500.日 501.令 502.年 503.月 504.日 505.令 506.年 507.月 508.日 509.令 510.年 511.月 512.日 513.令 514.年 515.月 516.日 517.令 518.年 519.月 520.日 521.令 522.年 523.月 524.日 525.令 526.年 527.月 528.日 529.令 530.年 531.月 532.日 533.令 534.年 535.月 536.日 537.令 538.年 539.月 540.日 541.令 542.年 543.月 544.日 545.令 546.年 547.月 548.日 549.令 550.年 551.月 552.日 553.令 554.年 555.月 556.日 557.令 558.年 559.月 560.日 561.令 562.年 563.月 564.日 565.令 566.年 567.月 568.日 569.令 570.年 571.月 572.日 573.令 574.年 575.月 576.日 577.令 578.年 579.月 580.日 581.令 582.年 583.月 584.日 585.令 586.年 587.月 588.日 589.令 590.年 591.月 592.日 593.令 594.年 595.月 596.日 597.令 598.年 599.月 600.日 601.令 602.年 603.月 604.日 605.令 606.年 607.月 608.日 609.令 610.年 611.月 612.日 613.令 614.年 615.月 616.日 617.令 618.年 619.月 620.日 621.令 622.年 623.月 624.日 625.令 626.年 627.月 628.日 629.令 630.年 631.月 632.日 633.令 634.年 635.月 636.日 637.令 638.年 639.月 640.日 641.令 642.年 643.月 644.日 645.令 646.年 647.月 648.日 649.令 650.年 651.月 652.日 653.令 654.年 655.月 656.日 657.令 658.年 659.月 660.日 661.令 662.年 663.月 664.日 665.令 666.年 667.月 668.日 669.令 670.年 671.月 672.日 673.令 674.年 675.月 676.日 677.令 678.年 679.月 680.日 681.令 682.年 683.月 684.日 685.令 686.年 687.月 688.日 689.令 690.年 691.月 692.日 693.令 694.年 695.月 696.日 697.令 698.年 699.月 700.日 701.令 702.年 703.月 704.日 705.令 706.年 707.月 708.日 709.令 710.年 711.月 712.日 713.令 714.年 715.月 716.日 717.令 718.年 719.月 720.日 721.令 722.年 723.月 724.日 725.令 726.年 727.月 728.日 729.令 730.年 731.月 732.日 733.令 734.年 735.月 736.日 737.令 738.年 739.月 740.日 741.令 742.年 743.月 744.日 745.令 746.年 747.月 748.日 749.令 750.年 751.月 752.日 753.令 754.年 755.月 756.日 757.令 758.年 759.月 760.日 761.令 762.年 763.月 764.日 765.令 766.年 767.月 768.日 769.令 770.年 771.月 772.日 773.令 774.年 775.月 776.日 777.令 778.年 779.月 780.日 781.令 782.年 783.月 784.日 785.令 786.年 787.月 788.日 789.令 790.年 791.月 792.日 793.令 794.年 795.月 796.日 797.令 798.年 799.月 800.日 801.令 802.年 803.月 804.日 805.令 806.年 807.月 808.日 809.令 810.年 811.月 812.日 813.令 814.年 815.月 816.日 817.令 818.年 819.月 820.日 821.令 822.年 823.月 824.日 825.令 826.年 827.月 828.日 829.令 830.年 831.月 832.日 833.令 834.年 835.月 836.日 837.令 838.年 839.月 840.日 841.令 842.年 843.月 844.日 845.令 846.年 847.月 848.日 849.令 850.年 851.月 852.日 853.令 854.年 855.月 856.日 857.令 858.年 859.月 860.日 861.令 862.年 863.月 864.日 865.令 866.年 867.月 868.日 869.令 870.年 871.月 872.日 873.令 874.年 875.月 876.日 877.令 878.年 879.月 880.日 881.令 882.年 883.月 884.日 885.令 886.年 887.月 888.日 889.令 890.年 891.月 892.日 893.令 894.年 895.月 896.日 897.令 898.年 899.月 900.日 901.令 902.年 903.月 904.日 905.令 906.年 907.月 908.日 909.令 910.年 911.月 912.日 913.令 914.年 915.月 916.日 917.令 918.年 919.月 920.日 921.令 922.年 923.月 924.日 925.令 926.年 927.月 928.日 929.令 930.年 931.月 932.日 933.令 934.年 935.月 936.日 937.令 938.年 939.月 940.日 941.令 942.年 943.月 944.日 945.令 946.年 947.月 948.日 949.令 950.年 951.月 952.日 953.令 954.年 955.月 956.日 957.令 958.年 959.月 960.日 961.令 962.年 963.月 964.日 965.令 966.年 967.月 968.日 969.令 970.年 971.月 972.日 973.令 974.年 975.月 976.日 977.令 978.年 979.月 980.日 981.令 982.年 983.月 984.日 985.令 986.年 987.月 988.日 989.令 990.年 991.月 992.日 993.令 994.年 995.月 996.日 997.令 998.年 999.月 1000.日 1001.令 1002.年 1003.月 1004.日 1005.令 1006.年 1007.月 1008.日 1009.令 1010.年 1011.月 1012.日 1013.令 1014.年 1015.月 1016.日 1017.令 1018.年 1019.月 1020.日 1021.令 1022.年 1023.月 1024.日 1025.令 1026.年 1027.月 1028.日 1029.令 1030.年 1031.月 1032.日 1033.令 1034.年 1035.月 1036.日 1037.令 1038.年 1039.月 1040.日 1041.令 1042.年 1043.月 1044.日 1045.令 1046.年 1047.月 1048.日 1049.令 1050.年 1051.月 1052.日 1053.令 1054.年 1055.月 1056.日 1057.令 1058.年 1059.月 1060.日 1061.令 1062.年 1063.月 1064.日 1065.令 1066.年 1067.月 1068.日 1069.令 1070.年 1071.月 1072.日 1073.令 1074.年 1075.月 1076.日 1077.令 1078.年 1079.月 1080.日 1081.令 1082.年 1083.月 1084.日 1085.令 1086.年 1087.月 1088.日 1089.令 1090.年 1091.月 1092.日 1093.令 1094.年 1095.月 1096.日 1097.令 1098.年 1099.月 1100.日 1101.令 1102.年 1103.月 1104.日 1105.令 1106.年 1107.月 1108.日 1109.令 1110.年 1111.月 1112.日 1113.令 1114.年 1115.月 1116.日 1117.令 1118.年 1119.月 1120.日 1121.令 1122.年 1123.月 1124.日 1125.令 1126.年 1127.月 1128.日 1129.令 1130.年 1131.月 1132.日 1133.令 1134.年 1135.月 1136.日 1137.令 1138.年 1139.月 1140.日 1141.令 1142.年 1143.月 1144.日 1145.令 1146.年 1147.月 1148.日 1149.令 1150.年 1151.月 1152.日 1153.令 1154.年 1155.月 1156.日 1157.令 1158.年 1159.月 1160.日 1161.令 1162.年 1163.月 1164.日 1165.令 1166.年 1167.月 1168.日 1169.令 1170.年 1171.月 1172.日 1173.令 1174.年 1175.月 1176.日 1177.令 1178.年 1179.月 1180.日 1181.令 1182.年 1183.月 1184.日 1185.令 1186.年 1187.月 1188.日 1189.令 1190.年 1191.月 1192.日 1193.令 1194.年 1195.月 1196.日 1197.令 1198.年 1199.月 1200.日 1201.令 1202.年 1203.月 1204.日 1205.令 1206.年 1207.月 1208.日 1209.令 1210.年 1211.月 1212.日 1213.令 1214.年 1215.月 1216.日 1217.令 1218.年 1219.月 1220.日 1221.令 1222.年 1223.月 1224.日 1225.令 1226.年 1227.月 1228.日 1229.令 1230.年 1231.月 1232.日 1233.令 1234.年 1235.月 1236.日 1237.令 1238.年 1239.月 1240.日 1241.令 1242.年 1243.月 1244.日 1245.令 1246.年 1247.月 1248.日 1249.令 1250.年 1251.月 1252.日 1253.令 1254.年 1255.月 1256.日 1257.令 1258.年 1259.月 1260.日 1261.令 1262.年 1263.月 1264.日 1265.令 1266.年 1267.月 1268.日 1269.令 1270.年 1271.月 1272.日 1273.令 1274.年 1275.月 1276.日 1277.令 1278.年 1279.月 1280.日 1281.令 1282.年 1283.月 1284.日 1285.令 1286.年 1287.月 1288.日 1289.令 1290.年 1291.月 1292.日 1293.令 1294.年 1295.月 1296.日 1297.令 1298.年 1299.月 1300.日 1301.令 1302.年 1303.月 1304.日 1305.令 1306.年 1307.月 1308.日 1309.令 1310.年 1311.月 1312.日 1313.令 1314.年 1315.月 1316.日 1317.令 1318.年 1319.月 1320.日 1321.令 1322.年 1323.月 1324.日 1325.令 1326.年 1327.月 1328.日 1329.令 1330.年 1331.月 1332.日 1333.令 1334.年 1335.月 1336.日 1337.令 1338.年 1339.月 1340.日 1341.令 1342.年 1343.月 1344.日 1345.令 1346.年 1347.月 1348.日 1349.令 1350.年 1351.月 1352.日 1353.令 1354.年 1355.月 1356.日 1357.令 1358.年 1359.月 1360.日 1361.令 1362.年 1363.月 1364.日 1365.令 1366.年 1367.月 1368.日 1369.令 1370.年 1371.月 1372.日 1373.令 1374.年 1375.月 1376.日 1377.令 1378.年 1379.月 1380.日 1381.令 1382.年 1383.月 1384.日 1385.令 1386.年 1387.月 1388.日 1389.令 1390.年 1391.月 1392.日 1393.令 1394.年 1395.月 1396.日 1397.令 1398.年 1399.月 1400.日 1401.令 1402.年 1403.月 1404.日 1405.令 1406.年 1407.月 1408.日 1409.令 1410.年 1411.月 1412.日 1413.令 1414.年 1415.月 1416.日 1417.令 1418.年 1419.月 1420.日 1421.令 1422.年 1423.月 1424.日 1425.令 1426.年 1427.月 1428.日 1429.令 1430.年 1431.月 1432.日 1433.令 1434.年 1435.月 1436.日 1437.令 1438.年 1439.月 1440.日 1441.令 1442.年 1443.月 1444.日 1445.令 1446.年 1447.月 1448.日 1449.令 1450.年 1451.月 1452.日 1453.令 1454.年 1455.月 1456.日 1457.令 1458.年 1459.月 1460.日 1461.令 1462.年 1463.月 1464.日 1465.令 1466.年 1467.月 1468.日 1469.令 1470.年 1471.月 1472.日 1473.令 1474.年 1475.月 1476.日 1477.令 1478.年 1479.月 1480.日 1481.令 1482.年 1483.月 1484.日 1485.令 1486.年 1487.月 1488.日 1489.令 1490.年 1491.月 1492.日 1493.令 1494.年 1495.月 1496.日 1497.令 1498.年 1499.月 1500.日 1501.令 1502.年 1503.月 1504.日 1505.令 1506.年 1507.月 1508.日 1509.令 1510.年 1511.月 1512.日 1513.令 1514.年 1515.月 1516.日 1517.令 1518.年 1519.月 1520.日 1521.令 1522.年 1523.月 1524.日 1525.令 1526.年 1527.月 1528.日 1529.令 1530.年 1531.月 1532.日 1533.令 1534.年 1535.月 1536.日 1537.令 1538.年 1539.月 1540.日 1541.令 1542.年 1543.月 1544.日 1545.令 1546.年 1547.月 1548.日 1549.令 1550.年 1551.月 1552.日 1553.令 1554.年 1555.月 1556.日 1557.令 1558.年 1559.月 1560.日 1561.令 1562.年 1563.月 1564.日 1565.令 1566.年 1567.月 1568.日 1569.令 1570.年 1571.月 1572.日 1573.令 1574.年 1575.月 1576.日 1577.令 1578.年 1579.月 1580.日 1581.令 1582.年 1583.月 1584.日 1585.令 1586.年 1587.月 1588.日 1589.令 1590.年 1591.月 1592.日 1593.令 1594.年 1595.月 1596.日 1597.令 1598.年 1599.月 1600.日 1601.令 1602.年 1603.月 1604.日 1605.令 1606.年 1607.月 1608.日 1609.令 1610.年 1611.月 1612.日 1613.令 1614.年 1615.月 1616.日 1617.令 1618.年 1619.月 1620.日 1621.令 1622.年 1623.月 1624.日 1625.令 1626.年 1627.月 1628.日 1629.令 1630.年 1631.月 1632.日 1633.令 1634.年 1635.月 1636.日 1637.令 1638.年 1639.月 1640.日 1641.令 1642.年 1643.月 1644.日 1645.令 1646.年 1647.月 1648.日 1649.令 1650.年 1651.月 1652.日 1653.令 1654.年 1655.月 1656.日 1657.令 1658.年 1659.月 1660.日 1661.令 1662.年 1663.月 1664.日 1665.令 1666.年 1667.月 1668.日 1669.令 1670.年 1671.月 1672.日 1673.令 1674.年 1675.月 1676.日 1677.令 1678.年 1679.月 1680.日 1681.令 1682.年 1683.月 1684.日 1685.令 1686.年 1687.月 1688.日 1689.令 1690.年 1691.月 1692.日 1693.令 1694.年 1695.月 1696.日 1697.令 1698.年 1699.月 1700.日 1701.令 1702.年 1703.月 1704.日 1705.令 1706.年 1707.月 1708.日 1709.令 1710.年 1711.月 1712.日 1713.令 1714.年 1715.月 1716.日 1717.令 1718.年 1719.月 1720.日 1721.令 1722.年 1723.月 1724.日 1725.令 1726.年 1727.月 1728.日 1729.令 1730.年 1731.月 1732.日 1733.令 1734.年 1735.月 1736.日 1737.令 1738.年 1739.月 1740.日 1741.令 1742.年 1743.月 1744.日 1745.令 1746.年 1747.月 1748.日 1749.令 1750.年 1751.月 1752.日 1753.令 1754.年 1755.月 1756.日 1757.令 1758.年 1759.月 1760.日 1761.令 1762.年 17

【記入項目の説明】

0 令和7年分から扶養状況に変更がありましたか？

前年の申告内容(氏名、生年月日、障害の有無等)を印刷しています。**変更がないか**ご確認ください。
提出年月日をご記入ください。

●前年から「変更なし」の場合

アに○をし、**ア**欄にご本人の氏名、電話番号を記入のうえ、ご提出ください。**それ以外の記入は不要**です。

●前年から「変更あり」の場合

イに○をし、**ア**欄にご本人の氏名、電話番号を記入のうえ、申告書をご記入ください。
内容を変更する場合は、1ページの「**ア**」「**イ**」「**ロ**」欄を訂正・追記・抹消をご覧ください。

A 受給者

1 本人障害

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害のいずれかに○をしてください。
また、申告書裏面 **14**「摘要」欄に受給者の氏名、**障害手帳の種類**(身体障害者手帳等名称は正確に記入)と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。
障害を示す書類の提出は不要です。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

2 寡婦等

受給者が、寡婦・ひとり親に該当する場合は、いずれかに○をしてください。
寡婦・ひとり親を示す書類の提出は不要です。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、○をしてください。
※900万円を超える場合、配偶者控除を受けることができません。

記入項目の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年間所得の計算方法等の概要、用語の説明は「大切なお知らせ」にも記載しています。



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分

配偶者の**収入が年金のみで、記載している年金額以下**の場合は、上段に○をしてください。
それ以外の場合は、**(退職所得を含む)年間所得見積額**(収入金額から控除額を引いた金額。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。)を中段に必ずご記入ください(金額がマイナスの場合はゼロと記入)。
年間所得見積額が95万円を超える場合は、控除を受けることができません。

※前年に配偶者の年間所得見積額を58万円以下で申告した場合、**年金を受給していない方も含め、一律上段に○が印刷されています。**

前年より配偶者の収入が増加した場合は、○を抹消し、改めて所得見積額を中段にご記入ください。

配偶者が**退職手当を受ける見込みである場合**、下段の「退職所得あり」に○をしてください。そして退職所得額を計算のうえ、退職所得を除く年間所得見積額をご記入ください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

6 配偶者障害

記入方法は **1** をご覧ください。
障害者に該当しても、**所得見積額が58万円を超える場合**は、障害者控除の対象となりません。

7 同居等の区分

受給者または他の親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。
「別居」の場合は、申告書裏面 **14**「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。
配偶者が国外にお住まい(非居住者)である場合は、「1.非居住者」に○をし、**添付書類を同封して提出してください**。詳しくは「大切なお知らせ」および日本年金機構ホームページをご覧ください。

8 配偶者老人区分

配偶者の所得見積額が58万円以下で、70歳以上の場合、「2.老人」に○をしてください。
※老人控除対象配偶者(70歳以上・昭和32年1月1日以前に生まれた方)を「2.老人」と省略して記載しています。

次ページへ続く

裏面

3人目以降の扶養親族等欄

個人番号（マイナンバー）欄の説明は2ページをご覧ください

C 扶養親族等（続き）

9	源泉控除対象親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）※	続柄	生年月日	障害 障害者の 区分 記入不要	同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	13 年間所得の見積額 19歳～22歳は85万円、それ以外は58万円を超える場合、控除額計算の対象外です。
フリガナ	ネンキン ハナヨ	3子	1.明 3.大 5.昭	1.普通障害	1.同居 2.別居	58万円以下
氏名	年金 華代	4孫	7.平 9.令	2.特別障害	3.留学	58万円超～85万円以下
生年月日	37 1 9	5父母祖父母	年 月 日	2.30歳未満 70歳以上	4.障害者	85万円超
性別	2	6兄弟姉妹		5.年38万円 以上送金		
婚姻状況	2	7その他				
扶養親族 記入欄	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	8甥姪等	1.特定 2.老人			
		9三親等以内				

3人目以降の配偶者以外の親族は裏面の内容をご確認のうえ、訂正、追加でご記入ください。

D 摘要欄

14 摘要	年金 一郎 身体障害者手帳（1級 令和7年6月2日交付）
	年金 一郎 住所 東京都 ○○市△△町X丁○番地
	年金 一郎 変更後マイナンバー 333333333333

身体障害者手帳の等級等をご記入ください。

C 扶養親族等

9 源泉控除対象親族または扶養親族

源泉控除対象親族（※1）および扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、年間所得の見積額（収入金額から控除額を引いた金額）が58万円以下（19歳～22歳の方は85万円以下）の方。

※1 16歳以上：平成23年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満：平成23年1月2日以降に生まれた方

10 特定・老人の種別

平成16年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方は「1.特定」（所得税法上の「特定扶養親族」と「特定親族」の記載を兼ねています）に○をしてください。昭和32年1月1日以前に生まれた方は、「2.老人」に○をしてください。

11 障害

1 6 をご覧ください。

D 摘要欄

14 下記に該当する場合は、「摘要」欄に以下の内容をご記入ください。

1. 障害者	障害者に該当する方の氏名、身体障害者手帳等の名称、等級、交付日 ※①・⑥・⑪の障害の区分に訂正、あるいは新たに○をした方が対象
2. 別居している扶養親族等がいる	別居している方の氏名と住所 ※⑦または⑫で新たに「別居」に○をした方、または住所変更のあった方が対象
3. 配偶者・扶養親族等のマイナンバー変更	該当する方の氏名と変更後のマイナンバー
4. 他の方の扶養控除等申告書または扶養親族等申告書に記載される方がいる	受給者ご本人と生計を同じくする方の中で、ご本人以外の方が提出する給与の扶養控除等申告書または公的年金の扶養親族等申告書に記載される方がいる場合は以下をご記入ください。 ●ご本人以外の方が提出する扶養控除等申告書または扶養親族等申告書に記載される方の氏名、受給者ご本人から見た続柄、生年月日、住所 ●上記の方を扶養控除等申告書または扶養親族等申告書を提出する方の氏名、受給者ご本人から見た続柄、住所

12 同居等の区分

受給者または他の親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。「別居」の場合は、申告書裏面 14「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

該当者が国外にお住まい（非居住者）である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をし、添付書類を同封して提出してください。詳しくは「大切なお知らせ」および日本年金機構ホームページをご覧ください。

13 年間所得の見積額

該当者の令和8年の年間所得見積額を計算し、該当する項目を○で囲んでください。58万円（19歳～22歳の方は85万円）を超える場合は控除を受けることができません。

該当者が退職手当を受ける見込みである場合、退職所得を除く年間所得見積額を計算し、「退職所得がある方」欄に該当する区分を○で囲んでください。該当しない場合は記入不要です。退職所得について、詳しくは日本年金機構ホームページ等をご覧ください。

[令和8年分]【新規】

扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

【紙の申告書を提出する場合】(電子申請を利用しない場合)

電子申請を利用できる方は、スマートフォン等による提出が便利です。ぜひご利用ください。

▶ 提出年月日を記入

▶ 氏名欄を記入(日中ご連絡のつくお電話番号をご記入ください)

※氏名(フリガナ)、生年月日をご確認ください(押印は不要です)。

※代筆の場合は、申告書裏面 14「摘要」欄に代筆した旨

と代筆者氏名をご記入ください。

提出年月日 令和 7 年 10 月 6 日

A 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	03-XXXX-XXXX
生年月日	昭和 31年 11月 30日

提出方法の説明動画
をご用意しました。



<https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga.uketori/fuyo.html#cmsyusoshiniki>

▶ A (受給者)欄を記入

提出時点での状況をご記入ください(以下 B C D 欄も同じ)。

2ページ、3ページを参照。

「本人障害」「寡婦等」「本人所得」欄をご記入ください。

扶養親族等がない場合

扶養親族等がある場合

▶ B (控除対象となる配偶者)

C (扶養親族等) 欄を記入

2~4ページを参照。氏名その他の事項をご記入ください。

「配偶者の区分」欄については、配偶者の収入が年金のみで1・2のどちらかに該当する方は○を、それ以外の方は配偶者の年間所得の見積額をご記入ください。

「年間所得の見積額」欄については、扶養している親族の所得額が該当する項目いずれかに○をしてください。

所得金額の計算方法は「大切なお知らせ」および日本年金機構ホームページ等をご覧ください。

▶ D 「摘要」欄を記入 4ページをご覧ください。

▶ 同封の返信用封筒(※1)に申告書を入れ、切手(※2)を貼って投函

スマートフォン等で電子申請により申告書を提出した場合は、紙の申告書は提出不要です。

お近くの年金事務所でも受け付けています(年金事務所に申告書をご持参いただいた場合、切手は不要です)。

※1 返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。

扶養親族等申告書および添付書類以外の届書、お手紙等は同封しないでください。

※2 法令上、受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします。

普通郵便で送付する場合に必要な切手代は「110円」です。

『令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

表面

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

※令和8年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、**本用紙の提出は不要**です。

提出年月日 令和 7 年 10 月 6 日

提出期限

令和X年XX月XX日

提出年月日をご記入ください。

99999 99999 9999
99999 99999 99999

A 受給者

フリガナ ネンキン タロウ
氏名 年金 太郎
電話番号 03-XXXX - XXXX
生年月日 昭和 31年 11月 30日

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

① 本人障害 ① 普通障害 ② 特別障害
② 寡婦等 ① 寡婦 (子がいらない女性の方) ② ひとり親 (子がいる方)
本人の年間所得見積額 500万円以下
③ 本人所得 年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に○をしてください。
退職所得を除いた所得で要件に該当

受給者欄に氏名をご記入ください(押印は不要)。
電話番号をご記入ください。

B 控除対象となる配偶者

④ 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者 ⑤ 配偶者の区分 ⑥ 配偶者障害
フリガナ ネンキン ハナコ 配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。
氏名 年金 花子 1. 65歳以上の場合、年金額が168万円以下の方
続柄 ① 夫 ② 妻 2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下の方
生年月日 ① 明 ③ 大 ⑤ 昭 ⑦ 平 上記以外の場合
年 月 日 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください(収入がない方はゼロを記入)。
32 5 5 退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください(退職所得がない方は記入不要です)。
⑧ 配偶者老人区分
1. 同居 2. 別居
1. 非居住者 2. 老人
配偶者の所得見積額が58万円以下かつ70歳以上の場合に該当

① 欄から⑧ 欄の事項をご記入ください。
3ページ、4ページを参照ください。

所得税法の改正に伴い、
控除対象となる所得要件が
変更となっています。
詳しくは「大切なお知らせ」を
ご覧ください。

C 扶養親族等 (3人目以降は裏面にご記入ください)

⑨ 源泉控除対象親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)※ ⑩ 特定・老人の種別 ⑪ 障害 ⑫ 同居等の区分 ⑬ 年間所得の見積額
フリガナ ネンキン イチロウ 3子 ① 明 ③ 大 ⑤ 昭 ⑦ 平 ⑨ 令 ⑪ 普通障害 ⑫ 同居 ⑬ 58万円以下
氏名 年金 一郎 4孫 ⑦ 平 ⑨ 令 ⑪ 普通障害 ⑫ 別居 ⑬ 58万円超～85万円以下
続柄 ⑤ 父母祖父母 ⑦ 兄弟姉妹 ⑨ 兄弟姉妹 ⑪ 普通障害 ⑫ 国外居住 ⑬ 58万円超～85万円以下
7 その他 ⑨ 兄弟姉妹 ⑪ 普通障害 ⑫ 国外居住 ⑬ 58万円超～85万円以下
8 甥姪等 ⑨ 兄弟姉妹 ⑪ 普通障害 ⑫ 国外居住 ⑬ 58万円超～85万円以下
9 三親等以内 ⑨ 兄弟姉妹 ⑪ 普通障害 ⑫ 国外居住 ⑬ 58万円超～85万円以下
フリガナ ネンキン ジロウ 3子 ① 明 ③ 大 ⑤ 昭 ⑦ 平 ⑨ 令 ⑪ 普通障害 ⑫ 同居 ⑬ 58万円以下
氏名 年金 次郎 4孫 ⑦ 平 ⑨ 令 ⑪ 普通障害 ⑫ 別居 ⑬ 58万円超～85万円以下
続柄 ⑤ 父母祖父母 ⑦ 兄弟姉妹 ⑨ 兄弟姉妹 ⑪ 普通障害 ⑫ 国外居住 ⑬ 58万円超～85万円以下
7 その他 ⑨ 兄弟姉妹 ⑪ 普通障害 ⑫ 国外居住 ⑬ 58万円超～85万円以下
8 甥姪等 ⑨ 兄弟姉妹 ⑪ 普通障害 ⑫ 国外居住 ⑬ 58万円超～85万円以下
9 三親等以内 ⑨ 兄弟姉妹 ⑪ 普通障害 ⑫ 国外居住 ⑬ 58万円超～85万円以下
※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

申告書の裏面へ

個人番号(マイナンバー)欄の説明

⇒ 配偶者、扶養親族等のマイナンバーをご記入ください。

※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。

※記入がない場合でも、記入のないことだけを理由に申告書を受取りとすることはありません。

※記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、申告書裏面 ⑭「摘要」欄に、
該当者の氏名および、マイナンバーをお持ちでない旨とその理由をご記入ください。

【記入項目の説明】

A 受給者

1 本人障害

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害のいずれかに○をしてください。

また、申告書裏面 14「摘要」欄に受給者の氏名、**障害手帳の種類**（身体障害者手帳等名称は正確に記入）と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。

障害を示す書類の提出は不要です。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

2 寡婦等

受給者が、寡婦・ひとり親に該当する場合は、いずれかに○をしてください。

寡婦・ひとり親を示す書類の提出は不要です。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、○をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除を受けることができません。

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限る）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分

配偶者の**収入が年金のみで、記載している年金額以下**の場合は、上段に○をしてください。

それ以外の場合は、**（退職所得を含む）年間所得見積額**（収入金額から控除額を引いた金額。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。）を中段に必ずご記入ください（金額がマイナスの場合はゼロと記入）。

年間所得見積額が95万円を超える場合は、控除を受けることができません。

配偶者が**退職手当を受ける見込みである場合**、下段の「退職所得あり」に○をしてください。そして退職所得額を計算のうえ、退職所得を除く年間所得見積額をご記入ください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

6 配偶者障害

記入方法は 1 をご覧ください。

障害者に該当しても、**所得見積額が58万円を超える場合**は、障害者控除の対象となりません。

7 同居等の区分

受給者または他の親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面 14「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

配偶者が国外にお住まい（非居住者）である場合は、「1.非居住者」に○をし、**添付書類を同封して提出してください**。詳しくは「大切なお知らせ」および日本年金機構ホームページをご覧ください。

8 配偶者老人区分

配偶者の所得見積額が58万円以下で、70歳以上の場合、「2.老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者（70歳以上・昭和32年1月1日以前に生まれた方）を「2.老人」と省略して記載しています。

記入項目の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



年間所得の計算方法等の概要、用語の説明は「大切なお知らせ」にも記載しています。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

次ページへ続く

裏面

3 人目以降の扶養親族等欄

個人番号(マイナンバー)欄の説明は2ページをご覧ください

C 扶養親族等（続き）		11	12	13
フリガナ 氏名 振替 使用欄 (マイナンバー)	9 源泉控除対象親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※ ネンキン ハナヨ 年金 華代	続柄 10 特定・老人の種類	障害 該当しない場合は記入不要 1. 普通障害 2. 特別障害	同居等の区分 国内居住の有無 国内居住の場合は記入不要 1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金
		生年月日 1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 37 1 9 1. 特定 2. 老人	年間所得の見積額 19歳～22歳は85万円、それ以外は58万円を超える場合、控除額計算の対象外です。 58万円以下 58万円超～85万円以下 85万円超	
				退職所得を除いた金額が58万円以下 退職所得を除いた金額が58万円超～85万円以下

3人目以降の配偶者以外の親族は裏面にご記入ください。

身体障害者手帳の等級等
をご記入ください。

扶養親族等

源泉控除対象親族または扶養親族

源泉控除対象親族^(※1)および扶養親族^(※2)の氏名、
続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、年間所得の見積額（収入金額から控除額を引いた金額）が58万円以下（19歳～22歳の方は85万円以下）の方。

※1 16歳以上:平成23年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満:平成23年1月2日以降に生まれた方

特定・老人の種別

平成16年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方は「1.特定」(所得税法上の「特定扶養親族」と「特定親族」の記載を兼ねています)に○をしてください。昭和32年1月1日以前に生まれた方は、「2.老人」に○をしてください。

障害

①⑥をご覧ください。

12 同居等の区分

受給者または他の親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。「別居」の場合は、申告書裏面 ⑭「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

該当者が国外にお住まい(非居住者)である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をし、添付書類を同封して提出してください。詳しくは「大切なお知らせ」および日本年金機構ホームページをご覧ください。

13 年間所得の見積額

該当者の令和8年の年間所得見積額を計算し、該当する項目を○で囲んでください。**58万円(19歳～22歳の方は85万円)を超える場合は**控除を受けることができません。

該当者が退職手当を受ける見込みである場合、退職所得を除く
 年間所得見積額を計算し、「退職所得がある方」欄に該当する
 区分を○で囲んでください。該当しない場合は記入不要です。
 退職所得について、詳しくは日本年金機構ホームページ等を
 ご覧ください。

摘要欄

14 下記に該当する場合は、「摘要」欄に以下の内容をご記入ください。

1. 障害者	障害者に該当する方の氏名、身体障害者手帳等の名称、等級、交付日
2. 別居している 扶養親族等がいる	別居している方の氏名と住所
3. 他の方の扶養控除等申告書または扶養親族等申告書に記載される方がいる	受給者ご本人と生計を同じくする方の中で、ご本人以外の方が提出する給与の扶養控除等申告書または公的年金の扶養親族等申告書に記載される方がいる場合は以下をご記入ください。 ●ご本人以外の方が提出する扶養控除等申告書または扶養親族等申告書に記載される方の氏名、受給者ご本人から見た続柄、生年月日、住所 ●上記の方を扶養控除等申告書または扶養親族等申告書を提出する方の氏名、受給者ご本人から見た続柄、住所